

厚岸町議会 第1回定例会

平成20年3月18日
午前10時00分開会

- 議長（南谷議員） ただいまより平成20年厚岸町議会第1回定例会を続会いたします。
- 議長（南谷議員） 直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。
- 議長（南谷議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、1番音喜多議員、2番堀議員を指名いたします。

（発言する者あり）

- 議長（南谷議員） 休憩いたします。

午前10時00分休憩

午前10時01分再開

- 議長（南谷議員） 本会議を再開いたします。
大変失礼いたしました。
ただいま申し上げました1番音喜多議員さん、2番堀議員さんの指名を取り消させていただきます。
改めまして、3番佐々木議員さん、4番高橋議員さんを指名いたします。
- 議長（南谷議員） 日程第2、議会運営委員会報告を議題といたします。
委員長の報告を求めます。
10番、谷口委員長。
- 谷口委員長 昨日、第5回の議会運営委員会を開催いたしました。
議件についてであります。意見書案が6件提案されることになっております。
意見書案第2号 介護労働者の待遇改善を求める意見書、意見書案第3号 脳脊髄液減少症の研究・治療等の推進を求める要望意見書、3、意見書案第4号 後期高齢者医療制度の改善を求める意見書、4、意見書案第5号 後期高齢者医療制度への財政支援等を求める意見書、第5、意見書案第6号 地球温暖化防止に向けた森林づくり等の推進に関する要望意見書、第6、意見書案第7号 漁業における燃油高騰緊急対策を求め

る要望意見書。この意見書案については、いずれも本会議において審査をすることといたしました。

次に、議件第2、追加議案についてであります。

議案第47号 平成19年度厚岸町一般会計補正予算、議案第48号 平成19年度厚岸町下水道事業特別会計補正予算、この2件については、いずれも本会議において審査することといたしました。

以上、報告終わります。

●議長（南谷議員） 委員長に対する質疑を省略し、以上で報告を終わります。

平成20年度各会計審査特別委員会開会のため、本会議を休憩いたします。

午前10時04分休憩

午後4時53分再開

●議長（南谷議員） 本会議を再開いたします。

本日の会議時間は、議案審議終了まであらかじめ時間の延長を行います。

予算審査特別委員会開会のため、本会議を休憩いたします。

午後4時54分休憩

午後5時21分再開

●議長（南谷議員） 本会議を再開いたします。

●議長（南谷議員） 日程第3、議案第1号 平成20年度厚岸町一般会計予算から議案第10号 平成20年度厚岸町病院事業会計予算まで、以上10件を再び一括議題といたします。

本10件の審査については、平成20年度各会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託し審査を求めていたところ、今般審査結果が委員長からなされております。

委員長からの報告を求めます。

1番、各会計予算審査特別委員会、音喜多委員長。

●音喜多委員長 平成20年度各会計予算審査特別委員会に付託されました議案第1号 平成20年度厚岸町一般会計予算など10件の審査につきましては、3月11日から本日までの6日間、本委員会を開催し慎重に審査の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決しましたので、ここにご報告申し上げます。

以上、審査報告といたします。

●議長（南谷議員） 初めに、議案第1号 平成20年度厚岸町一般会計予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」「異議あり」の声あり)

●議長（南谷議員） 討論ありますか。

(「討論なし」の声あり)

●議長（南谷議員） これより起立により採決を行います。

お諮りいたします。

本案に賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

●議長（南谷議員） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号 平成20年度厚岸町国民健康保険特別会計予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第3号 平成20年度厚岸町簡易水道事業特別会計予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第4号 平成20年度厚岸町老人保健特別会計予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

か。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第5号 平成20年度厚岸町下水道事業特別会計予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第6号 平成20年度厚岸町介護保険特別会計予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第7号 平成20年度厚岸町介護サービス事業特別会計予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号 平成20年度厚岸町後期高齢者医療特別会計予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」「異議あり」の声あり)

- 議長（南谷議員） 討論ありますか。

(「討論なし」の声あり)

- 議長（南谷議員） これより起立により採決を行います。
お諮りいたします。
本案に賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

- 議長（南谷議員） 起立多数であります。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
次に、議案第9号 平成20年度厚岸町水道事業会計予算についてお諮りいたします。
委員長の報告は原案可決であります。
委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
議案第10号 平成20年度厚岸町病院事業会計予算についてお諮りいたします。
委員長の報告は原案可決であります。
委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
- 議長（南谷議員） 日程第4、議案第47号 平成19年度厚岸町一般会計補正予算についてを議題といたします。
職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。
税財政課長。

- 税財政課長（佐藤課長） ただいま上程いただきました議案第47号の提案理由を説明させていただきます。

平成19年度厚岸町一般会計補正予算（10回目）。

平成19年度厚岸町一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条第1項、歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出予算それぞれ140万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ83億9,448万円とする。

第2項、歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額及び補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページをお開き願います。

第1表でございます。

歳入歳出予算補正であります。記載のとおり歳入歳出とも1款1項において、それぞれ140万8,000円の補正でございます。

事項別により、ご説明させていただきます。

4ページをお開き願います。歳入でございます。

11款1項1目1節地方交付税、これは内容は特別交付税でございます。140万8,000円の増額でございます。

6ページをお開き願います。歳出でございます。

7款土木費、4項都市計画費、3目下水道費140万8,000円の増。下水道特別会計繰出金の増額補正でございます。

内容につきましては、次の議案であります下水道事業特別会計補正予算の中でご説明させていただきます。

以上をもちまして議案第47号の説明を終わらせていただきます。

ご審議の上、よろしくご承認いただきますよう、よろしくお願いたします。

●議長（南谷議員） これより質疑を行います。

（なし）

●議長（南谷議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

●議長（南谷議員） 日程第5、議案第48号 平成19年度厚岸町下水道事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

税財政課長。

- 税財政課長（佐藤課長） ただいま上程いただきました議案第48号の提案理由を説明させていただきます。

議案書1ページでございます。

議案第48号 平成19年度厚岸町下水道事業特別会計補正予算（4回目）でございます。

平成19年度厚岸町下水道事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条第1項、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ140万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億849万6,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

次のページをお開き願います。

第1表でございます。

歳入歳出予算補正であります。歳入歳出ともに1款1項にわたり、それぞれ140万8,000円の補正でございます。

事項別により説明させていただきます。

4ページをお開き願います。歳入でございます。

5款繰入金、1項1目一般会計繰入金140万8,000円の増でございます。

以上で歳入の説明を終わります。

6ページをお開き願います。歳出でございます。

1款下水道費、1項下水道管理費、2目管渠管理費、11節需用費140万8,000円の増でございまして、これにつきましては去る3月12日に下水道中継ポンプ場の污水管に破損が発見されました。この破損した污水管の修繕費の計上でございます。

以上をもちまして議案第48号の説明を終わらせていただきます。

大変雑駁な説明でございますが、よろしくご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願ひ申し上げます。

- 議長（南谷議員） これより質疑を行います。

（な し）

- 議長（南谷議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

- 議長（南谷議員） 日程第6、意見書案第1号 「道路の中期計画」推進に関する意見書を議題といたします。

職員の朗読を行います。

- 議事係長（田崎係長） 職員の朗読（朗読内容省略）

- 議長（南谷議員） 提出者であります菊池議員に提案理由の説明を求めます。

9番、菊池議員。

- 菊池議員 上程されました意見書案第1号 「道路の中期計画」推進に関する意見書につきましては、ただいま職員が朗読されました文面内容に尽きるわけでございますが、提出者といたしまして、内容につき若干の補足説明をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

昨年は道路整備に関する意見書の議決につきまして採択していただきました。北海道自動車利用者会議、北海道道路整備促進協会、北海道町村議会議長会からの報告によりますと、道内180市町村全議会において採択され、関係機関に送付されたということでもあります。

国土交通省は、平成20年度以降10年間を見据えた道路中期計画を策定するもので、素案の中で、総事業費、当初68兆円を計上し、国が計画する幹線道路を原則全線整備する計画であります。計画達成のためには、効果的かつ効率的に道路整備を一層促進していく必要があります。

しかし、一方で、選択と集中による効率的な事業の方針を打ち出し、道内関連では未整備区間のうち8区間について車線数の削減を行うといたします。

国土交通省は、計画実施に向け08年度税制改正で、道路特定財源を構成する揮発油税などの暫定税率の適用期限を10年間延長するよう要望するとなっております。

これに関連して、計画に取り組む具体的な主なる政策として、身近なところで国道44号線の釧路・根室間の高規格化、これは既存道路を活用して2車線化を計画予定、このほか、安全・安心の確保としまして、厚岸大橋などトラス橋梁等の修繕・補修・補強、落橋防止、場合によっては更新、それに面的な市街地整備、交通安全対策として道道別海厚岸線の奔渡町通り、歩道拡幅、車道改良舗装、懸案の床潭・末広間道路残2キロメートルほか身近な町内各自治体要望の道路などが懸案事項として計画されております。

地元厚岸町としましては、ぜひともこれら将来のインフラ整備のためにも、ご理解ある議員各位のご賛同を切にお願いいたしまして、提案理由の説明といたします。

- 議長（南谷議員） これより質疑を行います。

（「質疑はありませんが、討論はしたいと思っておりますので、よろしくお願い致します」の声あり）

- 議長（南谷議員） なければ質疑を終わります。

討論ありの声がありましたので、これより討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

10番、谷口議員。

- 谷口議員 私は、意見書案第1号 「道路の中期計画」推進に関する意見書案について、反対の立場で討論を行うものであります。

今、上程されております意見書案でございますけれども、政府が今後10年間59兆円という道路の中期計画を前提に、揮発油税などの道路特定財源の暫定税率を10年間延長しようとしているわけでありまして。

この道路特定財源が創設されて54年、暫定税率が導入されて34年間かかっているわけでありまして。その中で無駄な道路をつくり続ける自動装置のような役割を果たしてきたのがこの制度であります。この上、さらに10年間この制度を続けていくということになると非常に大きな無駄遣いを進めることになるわけでありまして。

中期計画の半分は、全国1万4,000キロの基幹ネットワークや7,000キロの地域高規格道路などの高速道路が占めているわけでありまして、その中でも特に港までわずか12分で行ける取りつけ道路をつくらうとするなど、無駄な事業がこの中にはたくさん散りばめられているわけでありまして。

この問題が起きてから政府が盛んに言っているあかすの踏切や通学路の歩道の整備など、計画全体の数%にすぎないものであり、中期計画は撤回するよう求めるものであります。

特定財源・暫定税率をなくしても、無駄な道路を中止することによって、地方財源について国が責任を持って確保する対策を行えば必要な道路整備を進めることができると私は考えておりますので、この意見書案に反対をいたします。

以上であります。

- 議長（南谷議員） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

2番、堀議員。

- 堀議員 私は、意見書案第1号 「道路の中期計画」推進に関する意見書に対し、賛成の立場から討論をするものであります。

議員各位もご承知のとおり、道路は私たちの生活に密着した、欠くことのできない社会インフラであり、その効果は、実生活のみならず、経済、流通、防災、救急医療、観光など枚挙すれば限りないだけの効果を私たちにもたらしております。

当然我が町においても、過去からの道路整備によりその恩恵は受けてきておりますが、車社会の拡大に伴う整備拡充といった面では、いまだ他地域におくれをとっているという感はぬぐい切れません。

この意見書にもあります床潭・末広間道路や町なかの道路においては、矮小で危険な道路というものが多数存在しているのが現実で、私たちや行政は今後これらの道路の整備というものをしっかりと考えていかなければならないと考えているところであります。

また、高規格道路など高速道路網が整備されていないこの道東地域は、都市部へのア

クセスも大変不便で、経済や観光においても他地域に比べ相当なハンデを負っていると
言っても過言ではありません。

確かに今、国会で盛んに討議をされております暫定税率の問題は、私たちの生活に直
結する問題として憂うべきところはあると思いますし、その使途というものは私たち国
民も首をかしげるところはないわけではありません。そういう面では、今の国会討論と
いうものが今後の道路特定財源の適正な執行に寄与するものと、むしろ歓迎はいたしま
す。

しかしながら、今、一時的な原油高騰による目先の利益だけにとらわれて、果たして
よいものでありましょうか。

今、世界経済においては、原油高騰と相反するかのようによ高が進行し、その上昇分
は原油高騰分を補うに余りあるだけになっております。石油の全量を輸入に頼っている
日本においては、そのメリットは今後確実にあらわれてくるものでありますし、何とい
っても道路は一日、二日でできるものではありません。しっかりとした長期的な計画に
沿って、それこそ何十年という中で整備されていくものであり、そのための安定的な財
源というものは絶対的に必要なものであると私は考えます。

また、この道路特定財源が私たちの身近な道路の維持管理や積雪寒冷地帯であるこの
厚岸町の除雪などに使われているということをお忘れではありません。財源的な保障がな
いままでの暫定税率が廃止された場合、その影響は真っ先に私たちの生活に及んでくる
ことは間違いないのです。

道路というものが、私たちのみならず、子や孫、この先の子孫にまで至る貴重な社会
インフラであることを忘れてはなりません。

議員の皆様においては、どうかそのあたりをお考えいただきまして、本意見書に賛同
していただきたく、私の賛成討論とさせていただきます。

●議長（南谷議員） 他に討論はありませんか。

（なし）

●議長（南谷議員） 以上で討論を終わります。

これより起立により採決を行います。

お諮りいたします。

本案に賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

●議長（南谷議員） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

なお、本案は、末尾記載の送付先に直ちに送付いたします。

●議長（南谷議員） 日程第7、意見書案第2号 介護労働者の待遇改善を求める意見書

を議題といたします。

職員の朗読を行います。

- 議事係長（田崎係長） 職員の朗読（朗読内容省略）

- 議長（南谷議員） 提出者であります竹田議員に提案理由の説明を求めます。
14番、竹田議員。

- 竹田議員 ただいま提案されました文面に尽きるわけではありますが、少々補足をしたいと思っておりますので、お聞き願いたいと思っております。

介護とは、日常生活を助けることという大きな意味があります。介護者は日常生活を助けていただき介護労働者はその日常生活を助けるという、本当に1対1の日常生活を助けるという大きな意味をもたらします。その上で、生活している人間の尊厳にかかわる崇高な仕事をしているということが言えると思っております。

第1次ベビーブームとされていた1942年から第2次ベビーブームの1952年生まれの方々が今後10年間で40万人から60万人もの介護職員の確保が必要とされるというふうに言われております。

また、この日常生活を助けることが必要とされる介護人に対して専門的な技能の職業者をふやすということで、キャリアアップの仕組みの構築など早急な取り組みを進め、福祉・介護現場における真の実現を図ることが早急に望まれます。

社会的に頼れる人が減少することは、介護制度そのものが危うくなり、その上で労働者に対してある程度の待遇が必要になるわけであります。

以上のことから、議員各位のご賛同を心からお願いいたします。

以上であります。

- 議長（南谷議員） これより質疑を行います。

（な し）

- 議長（南谷議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

なお、本案は、末尾記載の送付先に直ちに送付いたします。

- 議長（南谷議員） 日程第8、意見書案第3号 脳脊髄液減少症の研究・治療等の推進

を求める意見要望書を議題といたします。

職員の朗読を行います。

●議事係長（田崎係長） 職員の朗読（朗読内容省略）

●議長（南谷議員） 提出者であります音喜多議員に提案理由の説明を求めます。

1 番、音喜多議員。

●音喜多議員 ただいま上程いただきました脳脊髄液減少症の研究・治療等の推進を求める要望意見書につきまして、提出者の私より提案説明させていただき、議員各位のご賛同を心からお願い申し上げる次第でございます。

お手元に、この問題を報道されました新聞記事の一部をコピーして皆さんのお手元に配付させていただきましたが、ご参照いただければ幸いです。

さて、脳脊髄液減少症は、ただいま事務局より朗読いただきました内容に尽きるわけではありますが、医学の究明が進んだ現在でも、この症状や治療法が知れ渡るようになったのはここ数年の間と言われております。交通事故やスポーツあるいは落下・転倒等で、脳や脊髄を包んでいる硬膜が破損し、中の脳脊髄液が硬膜の外へ漏れることによって脳が頭の中に沈み込み、激しい頭痛や首の痛み、吐き気、集中力の低下など、さまざまな症状を引き起こすとされています。

これまで、一般的には強い衝撃で髄液が漏れるとは考えられていなかったようで、むち打ち症と同様な扱いをされるなど原因がわからず、精神的なものと診断され、多くの患者さんは、本人の苦労はもとより、家族も長期的になりますと職場や同僚、病院や社会からもさまざまな問題を抱え、苦労されてきたそうであります。

全国的にこの症状の診断あるいは治療に有効だと言われるブラットパッチ法をする医師や医療機関が非常に少なく、社会的認知度はまだ低いと言われております。

どうかこの病気に対する医療の諸体制の確立と、治療に当たっては有効だと言われておりますブラットパッチ療法などについては保険の適用になるなど、意見書に記されております5項目にわたりますが、国においては一刻も早い対応をとられるよう要望するものであります。

短い説明ではありますが、賢明なる議員各位のご賛同を賜りますよう心からお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

●議長（南谷議員） これより質疑を行います。

10番、谷口議員。

●谷口議員 この病気にかかっている患者さんの窮状は大変なものがあるというふうにも考えます。

ただ、そうはいいいながらも、ここで陳情項目の中に、5番目に「ブラットパッチ療法の保険適用を早期に実現すること」というふうになっております。そういうふうになっている中で、前文の中では「近年この病気に対する認識が徐々に広がり、本症の研究に

取り組んでいる医師らより新しい診断法・治療法（ブラットパッチ療法等）」というふうにはここでは書かれていますよね。その有用性が報告されている。

ということを見ると、この問題については、政府は12月28日の我が党の赤嶺衆議院議員が質問趣意書を出しておりますけれども、その中で、政府答弁書では、診断・治療法ははまだ確立されていると言えずブラットパッチ療法を公的医療保険の適用対象とすることは困難だというふうにしているわけであります。

そういうことから考えると、有用性が片方では認められているわけでありますから、そこに今回の5番目の「ブラットパッチ療法の保険適用」ではなくて「ブラットパッチ療法等の新しい治療法の保険適用」というような言葉を入れたほうがより現実的ではないのかなというふうに考えますけれども、どのように考えているかお伺いをいたします。

●議長（南谷議員） 1番、音喜多議員。

●音喜多議員 ご指摘をいただきましてありがとうございます。

私も医者でもないし、現にこういう症状と対面されたわけではございませんが、中にはるように釧路市内でもそういう患者さんというか子供さんがおられると。私も昔というか、青少年の健全育成のために海洋少年団をやってきた経緯がございまして、釧路市内の中でもそういう子供が出て、いつどんなときにも、あすは我が身になるということもあるのかなと思いますが、それらの釧路市内でも青少年を支えていく海洋少年団の皆さんがこういったことでの取り組みの依頼があったものですから、私も今回皆さんに賛同いただいて、ぜひ国会に申し上げたいなというふうに思っています。

この先だっの2月の新聞等に、舩添厚生労働大臣含めて前向きにということの報道がされてございました。まだ、今、10番議員さんが言われるとおり、ここにも書かれているとおり、これが本格的に国がやるということにはなっていないんですが、ただ、その前向きでやるということを報道関係ではされていますので、私はそういったことでぜひその要望に対してこたえていただきたいなというふうに思っております。

5項めのブラットパッチ療法等の新しい治療についての保険適用をとということについては、これはやぶさかではありませんので、そのように修正・協議して提出させていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

●議長（南谷議員） 休憩いたします。

午後6時08分休憩

午後6時21分再開

●議長（南谷議員） 本会議を再開いたします。

ただいま音喜多議員から意見書案第3号の事件の訂正請求書が上がりました。これを日程に追加し、追加日程として直ちに議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、事件の訂正請求を日程に追加し、追加日程として直ちに議題といたします。
訂正理由の説明を求めます。

1 番、音喜多議員。

- 音喜多議員 まず、今回の事件の訂正請求の前に、もう 1 点、文字の修正をお願いしたいというふうに思います。

4 項めの交通事故による「脳脊髄液」という「脊」になっておりますので、表題の「脳脊髄液」というふうに訂正をいただきたいと思います。

それでは、意見書案第 3 号 脳脊髄減少症の研究・治療等の推進を求める要望意見書についてですが、訂正内容として、以下の 5 項目のブラットパッチ療法の後段に「などの新しい診断法・治療法」を加えるというふうに訂正したいと思いますので、よろしく取り計らいをお願いいたします。

- 議長（南谷議員） お諮りいたします。

ただいま議題となっております事件の訂正請求を承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、事件の訂正請求を承認することに決定をいたしました。

他に質疑ございませんか。

(な し)

- 議長（南谷議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

なお、本案は、末尾記載の送付先に直ちに送付いたします。

- 議長（南谷議員） 日程第 9、意見書案第 4 号 後期高齢者医療制度の改善を求める意見書を議題といたします。

職員の朗読を行います。

- 議事係長（田崎係長） 職員の朗読（朗読内容省略）

- 議長（南谷議員） 提出者であります谷口議員に提案理由の説明を求めます。
10番、谷口議員。

- 谷口議員 意見書案第4号 後期高齢者医療制度の改善を求める意見書について、提案理由の説明を申し上げます。

ただいま提案されております意見書は、朗読のとおりの内容でありますし、この意見書につきましてはさきに11月に開かれました北海道広域連合で採択された意見書案と同じものであります。

私は、この後期医療制度については反対の立場でありましたけれども、この制度が実際に動き出すことを考えますと、私はよりよい制度としてこの制度が運営されていかなければならないと考えております。そういう意味からも、今回記されております4つの項目、最低ではありますけれども、これの実現を国に強く要望を連合他の市町村とともに要望していくべきと考え、この意見書を提案したものでありますので、議員各位のご賛同をよろしくお願いいたしまして提案理由の説明といたします。よろしくお願いいたします。

- 議長（南谷議員） これより質疑を行います。

（な し）

- 議長（南谷議員） なければ質疑を終わります。

（「討論あり」の声あり）

- 議長（南谷議員） これより討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

1番、音喜多議員。

- 音喜多議員 意見書案第4号 後期高齢者医療制度の改善を求める意見書に反対の立場から討論するものであります。

この意見書については、ただいま提出者のほうからと言われておりますように、平成19年の11月22日、同様の内容の意見書が北海道後期高齢者医療広域連合会で可決され、それぞれ国、北海道に提出されております。

広域連合のホームページで公表されております意見書の内容は、今回提出されている意見書案第4号及び第5号とも同様の内容でございます。

しかし、意見書案提出議員を見ると、広域連合議会を構成する市議会議員、町村議会

議員、市長会、町村会それぞれの構成を代表する議員が名を連ねておりまして、いわば構成市町村の総意のもとにまとめられた意見であることを考えると、改めて厚岸町議会で意見書を提出する意義はどうか。むしろ我々の代表としての広域連合議会の意思を尊重し、同じ内容の町議会からの意見書提出をする必要はないのではないかと考える次第であります。

なお、このような経緯をたどって提出された意見書だということを昨日の議会運営委員会で私は知り得たわけでありまして、その部分では私も甚だ残念ではございますが、要件が整われて提出させておりますので、その時点でのチェックが甘かったわけでありまして、本議会での反対とするものであります。

以上で私からの反対討論といたします。

- 議長（南谷議員） 次に、原案に賛成者の発言を許します。
他に討論はありませんか。

（な し）

- 議長（南谷議員） なければ、以上で討論を終わります。
これより起立により採決を行います。
お諮りいたします。
本案に賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

- 議長（南谷議員） 起立少数であります。
よって、本案は否決されました。

- 議長（南谷議員） 日程第10、意見書案第5号 後期高齢者医療制度への財政支援等を求める意見書を議題といたします。
職員の朗読を行います。

- 議事係長（田崎係長） 職員の朗読（朗読内容省略）

- 議長（南谷議員） 提出者であります谷口議員に提案理由の説明を求めます。
10番、谷口議員。

- 谷口議員 意見書案第5号についてであります。後期高齢者医療制度への財政支援等を求める意見書案。北海道に対する意見書案であります。

本意見書案につきましては、先ほど第4号と同様、去る11月の北海道広域連合議会において議決されました意見書案と内容を同じくするものであります。

北海道に対し、本意見書を提出し、その対応を求めるものでありますので、議員各位

のご賛同をよろしくお願いを申し上げる次第でございます。

- 議長（南谷議員） これより質疑を行います。

（な し）

- 議長（南谷議員） なければ質疑を終わります。

（「討論あり」の声あり）

- 議長（南谷議員） 討論がございますので、これより討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

1番、音喜多議員。

- 音喜多議員 私は、意見書案第5号 後期高齢者医療制度への財政支援等を求める意見書について、反対の立場で討論するものでございます。

さきの意見書案第4号と同様に、この第5号についてはさきの平成19年11月22日、北海道後期高齢者医療広域連合会で可決され、それぞれ送られております。その内容については、先ほど申し上げましたとおり、いわゆる私ども構成市議会の総意をもってまとめられた意見書であるということを考えますと、改めてこの件も厚岸町議会で意見書を提出する意味はどうかと、そのように考える次第でございます。

むしろ我々の代表としての広域連合議会の意思を尊重し、この内容を町議会からの意見書は提出する必要はないのではないかと考える次第でございます。

なお、意見書の中身については、私は反対するものではありませんが、その気持ちを広域連合で代行していただいているというふうにする次第でございます。

以上で、その立場から反対討論といたします。

- 議長（南谷議員） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

他に討論はありませんか。

（な し）

- 議長（南谷議員） 以上で討論を終わります。

これより起立により採決を行います。

お諮りいたします。

本案に賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

- 議長（南谷議員） 起立少数であります。

よって、本案は否決されました。

- 議長（南谷議員） 日程第11、意見書案第6号 地球温暖化防止に向けた森林づくり等の推進に関する要望意見書を議題といたします。

職員の朗読を行います。

- 議事係長（田崎係長） 職員の朗読（朗読内容省略）

- 議長（南谷議員） 提出者であります音喜多議員に提案理由の説明を求めます。

1番、音喜多議員。

- 音喜多議員 ただいま上程いただきました意見書案第6号について、提出者の私より少し提案説明させていただき、議員各位の賛同をお願い申し上げる次第でございます。

地球温暖化による影響が私たち自身に今すぐ、あるいは日常生活の中で直接的にその影響を感じることはなかなか少ないわけではありますが、その変化は世界各地でさまざまな現象を起こしていること、そしてこの問題の深刻さは、地球上の各国が1つのテーブルに着いて議論をしているということは周知の事実であります。

その意味では、私のような者が意見を述べるということは非常に見苦しいかと思いますが、しかし、これは人間の社会活動に伴い1980年代前半までの気温上昇が100年で0.6℃で推移してきたものが、1980年後半からは1℃を超える勢いで急上昇し続けているということでもあります。

日本も同様で、特に人口密度の高い都市部で上昇し続け、身近な札幌市は、緑地の減少や自動車や空調などの排熱で2.3℃も上昇していると気象庁のデータが物語っております。

去る16日には、日本で20カ国の温暖化防止の手法等についての議論をされたようですが、日本はこの地球温暖化の基礎となる二酸化炭素CO₂の排出を1990年、平成2年に12億6,100万炭素トンを基準として、その6%を削減すると京都議定書で世界にも公約をいたしました。その6%のうち3.8%に当たる1,300万炭素トンを森林で吸収させるとしております。しかし、その1,300万炭素トンのうち、現状の森林では110万炭素トン分の森林が不足すると言われております。

私たちの住む北海道は日本の4分の1を占める森林を有し、その意味では道民の役割と責任は極めて大きいものがあるかと思えます。地球温暖化含め、環境問題に多くの道民、国民の関心が高く、北海道の平成18年7月の道民意識調査でも70%以上の方々が対策を講ずるべきとしております。

今、北海道は、景気が思わしくなく、人口の流出と過疎化が進み、財政難で、公共事業の減少とともに即効性が見込めない森林整備は重い課題となっておりますが、森林は温暖化のみならず、水源の涵養や土砂の流出・崩壊防止、動植物の生息や生育など公益的機能を有するもので、新年度予算でも議論されてきたところでございます。

間もなく新年度平成20年度から始まる1,300万炭素トンの吸収の約束を確実に実行するためにも、国や道に対し、この意見書をもって働きかけていただきますよう賢明なる議

員各位の賛同を心からお願いし、提出者の私より提案説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

●議長（南谷議員） これより質疑を行います。

10番、谷口議員。

●谷口議員 ここで伺いたいんですが、一番最後のほうの言葉で伺いたいんですが、「早急に森林づくりや環境保全などの対策を講じる新たな財源対策を強く要望する」となっておりますけれども、この財源対策とはどういうことを指しているのか伺いをいたします。

●議長（南谷議員） 1番、音喜多議員。

●音喜多議員 北海道は、平成14年ですか、この森林対策に対する道民会議というか、そういったことでの平成14年3月に全国に先駆けて、道民との協働による森林づくりということの基本として北海道の森づくり条例を制定しております。この理念を具現化していくために今日までいろいろと議論してきたところでございますが、今回この問題に対応するために、北海道は新たな森林の保全と活用方策等に関する検討委員会で検討をしていただいている最中だというふうに伺っております。

その一部の報道が新聞等で報道されておりますが、正確にはまだ北海道は正式に公表していないんですが、その中では、やはり他府県で、既に皆さんにも資料でお示ししたとおり多くの県で、森林あるいは環境税とかいろんなことを言っておりますが、そういった問題も例として出ているようではありますが、私どもはいずれにしても何か新しいことをするというかそういったことではいろいろと財源の確保が求められるのかなと思っておりますが、いずれにしてもそれは国あるいは地方、北海道が独自の手法を持ってやるということであればその検討にゆだねるしかない。

新しいどうのこうのという税を求めるとかそういうことは言いかねるというふうに私は感じますが、いずれにしても新たなことをするとなれば、そういった措置がなされなければ難しいのかなと思っておりますが、もしそれが新しい税の措置方法がなくて済むのならば、それはそれで私はいいと思っておりますが、いずれにしても今の北海道の森林は間伐が進まない、あるいは伐採後の皆伐の状態の民地等についてはそのまま放置されているということからして、何らかの手を打たなきゃいけないというふうに思いますので、新しい税の対策については別な機関にゆだねるというふうに考えます。

●議長（南谷議員） 10番、谷口議員。

●谷口議員 答弁が非常にあいまいで、私としてはどういうふうに理解していいかわからないんですが、最近の道新に中村北大の教授が森林環境税について北海道は導入すべきなのかという疑問を投げかけている記事が載っております。そういう点で考えると、今、地球温暖化に対応するための対策がさっきから出されているように森林環境税

や、あるいは今回の地球温暖化防止に向けた森林づくり等の推進に関する要望意見書等が提起されておりますけれども、いずれもその内容は新しい負担を道民に強いる内容になっているものではないのかなというふうに考えるんです。

そういうときに、前にも私、議会でも申し上げたことがあったと思いますけれども、確かに他府県においてはその税を導入しているところがたくさんあります。それには、やはりそれぞれの町が、あるいは都道府県が十分な地域の住民と協議を行った上で導入を進めているというのがその現状だというふうに思うんですよね。その典型が高知県の森林の税でなかったのかなというふうに思うんですよ。そういう点では、ただそこまでは、あとはこの意見書を通して、考えるのはどうぞそちらでやってくださいというのは、私はちょっと責任がないのではないのかなというふうに思うんですよね。

本当に必要なものであれば、やはり十分な議論を巻き起こした上でその導入に向かっていくべきではないのかなというふうに思うんです。今の答弁では非常にあいまいで、げたを預けてしまって本当にいいのかということに私はなってしまう懸念があるわけですよ。

それと北海道の森林が本州ほど本当に荒れてしまっているのかどうなのか。その辺では、担い手の問題も議論をされておりましたけれども、厚岸町の場合はその山林労働者等も十分とは言わなくてもきちんと後継者が育ってきているというようなことも報告、この間の議会の審議の中でもそういう答弁もされている現状でありますよね。そうするとその辺もしっかり見据えた中でやっていかなければだめではないのかなというふうに思うんですよ。

今、サミットが目の前に来たということで、ある意味、つけ焼き刃的な対応では私はまずいのではないのかなと。厚岸町の町長を初め、今までやってきたことがさらにどういうふうに進んでいくのか、あるいは北海道の道有林等がどのようになっていくのか、その辺もしっかり見据えたものでなければならぬというふうに私は考えるものですが、いかがでしょうか。

●議長（南谷議員） 1番、音喜多議員。

●音喜多議員 先ほども申し上げましたように、急にサミットがあるとか、あるいは温暖化の時期が来たからとかということで北海道は議論してきているわけではないというふうに思います。先ほども申し上げましたように平成14年、今から6年前にもなりますわけですけれども、道民との協働による森林づくりをとということで今日まで議論してきて、今回最終の詰めの段階に来ているんだらうと。そのことが今まで議論していただいた北海道の森林の保全と活用方法等に関する検討専門委員会の結果を受けて、それをどういうことを北海道がとらんとしているのか、そういった問題だらうというふうに思います。

ただ、このことは、私どもの議会の中でそういう決められるというか、北海道全体の問題でありますので、道議会あるいは国がそういう森林に対する目標を掲げているということであれば、北海道の森林、4分の1を占める、我々そこに住む者として無視できない問題ではないのかなというふうに思っている次第でございます。

したがって、その値段がというか、新しい、例えば高知県でいち早く全国に先駆けて

平成15年4月に導入しているわけですね。高知県では森林環境税という言い方をしていますが、必ずしも環境税というところではなくて、森づくりだとか、あるいは水と緑のとか、いろんな県で行われているわけですし、北海道が高知県に続いてやるということではなくて、平成15年からですから、この間、全国の他府県の状況等を見ながら、そして自分たちも議論しながらやってきたという経緯であります。

したがって、金額的には、ここで私どもが500円がいいとか1,000円がいいとか、あるいは2,000円がいいとか、そういったことは言える立場というか、そういうことではないだろうというふうに思います。

また、先ほども言われているように、例えばそういう新しい、道新が発表されたようなことでいくとするならば、非課税世帯や低所得者層にも配慮があるべきことではないのかなというふうにも思いますし、また、新聞報道によれば、これが暫定的というか、揮発油税のようではなくて、当面5年間の1つの時限を持ってという提言の仕方もされておりますので、私はその辺のところは余り簡単には金額が幾らとか、あるいは幾らがいいということとは言えないだろうというふうに思います。

内地のように北海道は森林は傷んでいないと言いますが、北海道の材質というか、ほとんどがカラマツが多いというか、国有林やあるいは国定・国立公園の中ではエゾマツ等もありますが、人工林としては内地から見れば杉やそういった材価の高いものよりも材価が安いものがあるために今日の価格低迷の中で手をつけられないという所有者が多いのだろうというふうに感じます。

●議長（南谷議員） 他にございませんか。

12番、岩谷議員。

●岩谷議員 この要望意見書につきましては、確かに文面どおり地球環境という言い方の中で私もそのとおりに思います。しかしながら、先ほど谷口さんから出たように財源を強く要望するという件につきましては、この財源の使い道がどういうふうになっているのか。あるいは環境税というのはこれ一体何なの。そこら辺の説明が不十分という認識の中から私は要望意見書を出した方に質問したいと思います。そこについて、まずご答弁願いたいと思います。

●議長（南谷議員） 1番、音喜多議員。

●音喜多議員 環境税というのはこの文面の中ではないと私は思いますし、そういうことを前提にしながら、新聞報道とか、あるいは他府県では、そういう例にとって、そういう課税の仕方等をされておりますが、今、お金のことを言われたんですが、さる北海道が調査している中でも、道民は、この地球温暖化を何とかしなきゃいけない、人間の社会活動の中でそれが防ぐことができないとするならば森林しかない、政府もそのように、あるいは識者もそのように言っているわけですね。

そうした意味では、温暖化とそれから森林というかそういうほかのものも環境を守るという意味でお金を出してもいいという方も、道の調査の中ではもう7割以上の方が明

確に答えているわけですね。

そうしたことを考えますと、森林環境税と今言われましたが、それが正しいのか、あるいは緑と大地を守るといのがいいのか、いずれにしても北海道、今は温暖化に向けて一番やっていかなきゃならないとか重い課題をしょった地であるということを知っておきたいなというふうに思います。

●議長（南谷議員） 12番、岩谷議員。

●岩谷議員 実は、これ林活議連というのは、今始まったことじゃないんですね。確かに私たちが議員になったころから林活議連が、当初はたしか釧路のほうの木材関係の方からこういうお話があったということが私の記憶の中にあります。それからずっと今になって、結局、前回はたしか環境税というものの中での税金のかけ方というお話はあったと思います。だけれども、今言ったように、別に環境税ということではないというのは確かだ。だけれども、それを税金をかけようということに今、これだけにいろいろな問題で財政難でもって各家庭も大変困窮にいつているわけなんですけれども、今、町民、まず道民とそして町民一人ずつに税金をかけようというその意図が私わかりません。

確かに去年、その前の話であれば、ある程度財政的にもいい場合がありました。だけれども、去年のガソリンの高騰等やいろいろな物価の高騰によって、道民あるいは町民の負担が物すごい多いです。それを勝手に結局我々が賛成と言って税金をかける、とんでもない話だと思いますよ。私はどうしてもここについては賛成できません。

もう少しこれ議論しなければならぬはずなのに、何でこれ早急に急ぐの。そのための林活議連でしょう。もしこれが道でやるということであれば、厚岸町で植林やれば地球環境がよくなるでしょう。

だから、もう少し大きな意味では、確かに道民としてそれだけの議論があるかもしれないけれども、それだけで今、町民、道民に税金をかける、それはちょっと納得いきません。それらについて、もう一回答弁してください。

●議長（南谷議員） 1番、音喜多議員。

●音喜多議員 ちょっと誤解されているのではないかなと思うんですが、環境税については国レベルで議論されているということをご存じですか。それは資料としてあなたにも差し上げた、岩谷議員さんにもあげておりますが、そのことについては念を押しても話ししていることがあるんですが、ある政党においては国が環境税をやるべきだという意見もあります。

北海道と国とやろうとしていることは一緒にしてはちょっとまずいと思うんですが、北海道においては、この今、今年度から始まる森林に吸収させるCO₂、北海道の4分の1を持つ土地が森林でもって吸収させると言っているんですが、1,100万炭素トンですか、その分の面積が森林に吸収させるということなんです、20万ヘクタールほどそれが森林に手を入れなければその吸収量が間に合わないという状況になっているわけです。

したがって、北海道、何度も言うようですが、この北海道に住むというか、全国的な

レベルでお話ししなくちゃいけないんですが、この件については厚岸がどうのこうのではなくて、ほかの市町村も含めて全部このことについての温暖化に対して真剣に考えるとするならば、確かに新しい税ということになって、新しいものの産む苦しみというのは重々わかりますけれども、やはりそれはどこかで線を引いていかなければならない。

きょうあす温暖化で私どもがどうのこうのなるわけではないんですが、将来、未来永劫にこの地球を、青い星を守っていくとか、地球を守っていくということであれば、一番森林に頼らざるを得ないという結論が出ているわけですから、その辺ご理解いただきたいと思います。

●議長（南谷議員） 12番、岩谷議員。

●岩谷議員 確かに提案者の言うように、この内容については確かにわかります。ですけども、これが今、要するに北海道、そして国という物の言い方なんだけれども、これはあれでしょう、別に法律で決まったものじゃないでしょう、これ。これは任意でしょう。任意なのにどうして税金かけようとしているの。

これ財源というの、あなた笑っているかしらないけれども、腹の中にはこれ前からうたっていたでしょう、これ、環境税というのは。それを今は違いますよという物の言い方はちょっとおかしい、それは。

だから、もう少し話ししてからというお話があったでしょう、この間。それもなくしてこういうふうに出してしまったんだから。もう少しやっぱり検討して、皆さんの納得いくような考えの中で提出していただきたかったなと思います。

以上をもって終わります。

●議長（南谷議員） 1番、音喜多議員。

●音喜多議員 何度もお話しするようですけれども、今まで環境税というのは他府県でそういう導入の仕方をしているところもあるでしょうし、環境税、純粋なる環境税というのは政府です。国がいわゆる化石燃料に対してかけたいと一時そういう案が出て、それが下火になっていますが、いわゆる化石燃料にそういう税をかけて、環境を悪化するものになるわけですから、それで政府はそういった対応をとるような、とるかどうかはわかりませんが、そういう国会含めて議論はされています。

私ども北海道とかそういうところでは、その環境税というのがいいのか、あるいは森林環境税というのがいいのか。しかし、森林というのは先ほども何回も言うように地球温暖化だけではなくて河川を守るとか水源涵養林を築くとかいろんな要素があるから環境という言葉を使っているだろうというふうに思います。

それから、税源のことについては、これは過去の、北海道は今、どうするかわかりませんよ。北海道も検討していれば同じだろうと思うんですが、他府県のやっていることは地方税です。私たちが決めるのではなくて、道民の総意である道議会でそういうことになるのかなど。もし新しい課税方式をすとなればそういうことですので、その辺ご承知おきいただきたいと思います。

●議長（南谷議員） 10番、谷口議員。

●谷口議員 本案については、私、全くすべてを反対するという立場ではありませんので、私、すべてを反対するという立場をとりたくありませんので、この意見書案の採決に当たっては、私はこの席から退席をさせていただきたいというふうに思います。

以上です。

●議長（南谷議員） 他に質疑ございませんか。

13番、室崎議員。

●室崎議員 今、議論を聞いていますと、意見のやりとりだったり、あるいは何か字句の部分の説明が大変あいまいに終わってしまったりして、よくわからないんですよ。賛成とか反対とかいうのは討論でやればいいことであって、私は疑義をただすというところでお聞きします。

それで、この文章読んでいきますと、地球温暖化防止に向け云々というところから、基準年に比べ7.8%の状況にある。まずこれ総論ですね。地球温暖化ということに関する総論でしょう。そして、京都議定書ではこうなって、そのうち森林の果たす役割は非常に大きいし、北海道は森林面積の4分の1を占めているから大変に重大な責任があるんだということが次の段で書かれている。そして、近時の話になりまして、昨今、植樹祭や洞爺湖サミットやそういうものがあって、それでこの機会に森林づくりや環境保全に対する取り組みを加速させていきたいと、今がチャンスだということが書かれている。そして、4段目で、京都議定書の公約である第1約束期間を間近にして云々ということが書かれているわけです。

先ほどの議論聞いていると、提出者は、いやいや地球温暖化の問題が今出てきたからとかサミットが出てきたからやり出したんじゃないんだ、平成14年から道民との協働で何たらかんたらと言っていたけれども、そんなことはここには何も書いていない。書いているのは、まさに地球温暖化という問題が非常に目の前の緊急の問題になってきて、しかもその中でもって、今、洞爺湖サミットなんていうのがあっていいチャンスだから、ここでもってちゃんとしようじゃないかという文面なんですよ。やはりそういうふういきちっと答えなきゃだめでしょう。

それでお聞きするんだが、そういうふうにして文章を読んでいって、最後に、早急に森林づくりや環境保全などの対策を講じていただきたいというので終わるかと思ったら、対策を講じる新たな財源対策を講じなさいと書いているんです。そうすると、この文章は、最終的にやりなさいと言っていることは財源対策なんですよ。その財源対策が何なんだということをさっき聞いたときに、道でもって何だか委員会つくってこれからやるから何やるかよくわからないんだけれどもということにはならないと思いますよ。あなた提出者なんだ。あなたがどう考えているんだ。それちゃんと教えていただきたい。しかも、これは国に対してと道に対してですね、その財源対策って何をやってほしいのか、ここでもって教えていただきたい。

それが相手方にただ、げたを預けて、何やるかわかりませんというのでは、提出者としては甚だ無責任だということになってしまいますから、そのような誤解のないように、まずその1点を教えていただきたい。これがまず第1点。

それから、その財源対策というところで心配する方が出てくると思うのだが、実はこれは北海道森林・林業・林産業活性化促進議員連盟連絡会というところを出しているパンフレットです。これは何書いているかという、森林環境税って何というんですよね。それで、全道林活議連では、未来を担う子供たちに豊かな北海道の森林を引き継いでいくため、森林環境税（仮称）の導入に向けて取り組んでいます。こういうパンフレットを出しているんですよ。

それから、新聞報道では、新聞報道ではという言い方しかおっしゃらないけれども、もちろん私は新聞報道でしかわからないけれども、道は既に仮称森林環境税というものをつくるために動いているでしょう。洞爺湖サミットのために、こういうことをやっていますよという幾つかのことを知事はやっぱり世界にアピールしたいでしょう、それは当然だと思う。その中で大きな目玉の一つは、新しいこういう環境税という税目をつくらうと動いているじゃないですか。その中でなぜそんなことをぼかすんですか。あなたのほうはそういう税金をつくってでも、今この総論からずって言った地球温暖化と道の森林の保全ということをきちんとやっていかなきゃならないんだという信念のもとに出しているんじゃないですか。やはりそれは明確にすべきですよ。その上で議員各位の賛成を求めるということになるんじゃないですか。

何か聞かれたら困るような印象を与えたのでは、これはよろしくない。明確にご答弁いただきたい。

●議長（南谷議員） 1番、音喜多議員。

●音喜多議員 要は新たな財源対策という表現をされているわけで、そのことについてのご質問というふうに伺います。

北海道が今、そういうことで考えているようだということを言われましたが、私も北海道との接点は正直言って何もありません。この委員にも入っているわけでもありませんし、他の市町村と同様に林活議連というかそういう道議会の中にある委員会の中からこういう意見書を上げていただきたいという、それを受けて私どももこうしてやっているわけでありまして、そういった中身については、私は本当に正直言って知るよしもないのでありまして、ただ、他府県のやり方、それから、今、パンフレットにそのように書かれているということではありますが、そういうふうになれば他府県と同様に地方税として1人当たり幾らということになるのか、あるいは法人には何%ということになるのか、その辺はやはり議論の尽くされるところでなければ、私は軽々に何%がいいとか何百円がいいとか、そういうことは言えるあれではないというふうに思います。

ただ、一般的に言われていることは、法定外税でやるのか、あるいは法定税でやるのかとか、そういった議論もされているやに聞いてございます。そういった意味では、その核心まで行っているのかもしれませんが、私もそういう議論の中に対象に入っていれば、ある程度のことは言えるかと思いますが、正直言って提出者の私としても情けない

限りですが、そこまでは知るよしはございません。

●議長（南谷議員） 13番、室崎議員。

●室崎議員 私はできれば賛成したかったんだが、今のような答弁されたら、賛成おっかなくてできなくなってきた。今、大変重要な発言をなさった。これはこの問題だけじゃなくて、意見書を提出するときの基本的な問題です。

私は何々に頼まれてこんな文章を出したんだけど、中身についてはよく理解していないんだ。そんな話を議場でやれるんですか。これはあなたが提出者なんですよ。あなたに頼んだだけその代理人じゃないんですよ。そのあなたに聞いているんだ。その提出者に聞いたときに、私はだれそれから依頼を受けて、その文書をそっくり議会にほうり出したんだけど、中身については私よくわかりませんよ。そんな話、無責任なことと言えますか。だめだ、そんなことでは。あなたがあなたの責任で出したんだ。

そうしたら、この趣旨に賛同して賛成者として判を押した人たちどうなるんですか、一体。賛成者は実は何も理解していないものを出したんだけど、おい、ちょっと頼むわと言うから判を押したんですか。そんなわけじゃないでしょう。あなたの後ろにはこれだけの人が、そうだなと、おれの名前も出して一緒にやろうやと言って出したんですよ。提出者としてはそれだけの責任があるんだ。今の話はとてもめめないですね。

今、地球温暖化のためにはと云えば、大抵のものは通ります。そういう時代です。よくわかる。地球温暖化防止のために、さあ何をしようというのでいろんなことをやっていると云うんです。それもいいんです。だからそれをちゃんと云えばいいじゃないですか。

それから、そのためにこうやって林活議連だって森林環境税って何というふうなものまでつくって、やることも必要なんだということでもってきちっとしたものを明確に出しているんですよ。そのときにこの意見書を出したあなたが、そのところは私はよくわからない。それじゃ審議のしようがないでしょう。どうなんですか。

●議長（南谷議員） 1番、音喜多議員。

●音喜多議員 舌足らずなところがございました、正直言って。

北海道がそういう状況にあるというか北海道の森林が重要な役目を担っている。これからも役目を担っていかなきゃいけない。そういった意味で、その森林あるいは、先ほども同じことを繰り返しますが、河川、あるいは水源涵養、そういったもののこれからも持続的に維持していくためにも、今のままではだめだということを私も承知しています。

そういう意味では、新しい税になるのか、あるいは国、北海道が新しい資金を出すのかわかりませんが、いずれにしても何らかの手を打たなきゃいけないという観点から、新しい財源対策というか、何をやるにしてもお金が必要になってくるわけですから、そういった意味で財源対策を、森林に対する、あるいは環境保全に対する対策として新しい財源を求めたいということでもあります。

以上です。

●議長（南谷議員） 13番、室崎議員。

●室崎議員 今の話をずっと言いますと、文章として、提出者の答弁に非常に適合した文章は、早急に森林づくりや環境保全などの対策を講じることを強く要望いたしますというのであれば非常によくわかるんですよ。そここのところに、講じる新たな財源対策を強く要望いたしますと。

普通こういう意見書するときにはこういう施策をやってくれというのが意見書ですよ。だから、地球温暖化だとかいろいろ今あって、そここのところでもって森林整備することが早急に求められる。そして、今、洞爺湖サミットだとかそういうものもある。みんなにアピールするには最高のチャンスだ。だから森林づくりや環境保全などの対策を講じてほしいというのであれば、意見書として終始一貫していますよ。だけれども、そこに財源対策というのが出てくるんです。財源対策を講じなさいという意見書になっている。甚だ奇異ですね。

今の答弁ずっと聞いていると、財源対策の中身なんていうことについては具体的には何も出てこない。むしろ聞いていない、何円になるのかなんて何かわけのわからん話がぼんぼん出てくるだけだ。これはおかしいですね。

どうです。新たな財源対策というのを取ってしまいませんか。

（「休憩してください」の声あり）

●議長（南谷議員） 休憩いたします。

午後 7 時 24 分休憩

午後 7 時 30 分再開

●議長（南谷議員） 本会議を再開いたします。

1 番、音喜多議員。

●音喜多議員 先ほどから13番議員さんから指摘を受けておりますが、これはあくまでも私どもが決めるということではございませんし、これは国に対しても、国は北海道の4分の1の森林に対してもこういう重い課題をしょわせているわけですから、そういう意味ではそういった国からの北海道あるいは北海道の森林に対するそういう新たな措置を求めるという意味も含まれておりますし、その中で結果的には今の温暖化のための吸収110万炭素トンに匹敵するような新たな財源措置をとということも含まれていることをご承知おきいただきたいというふうに存じます。

●議長（南谷議員） 他に質疑ございませんか。

(な し)

- 議長（南谷議員） なければ質疑を終わります。
討論ございませんか。

(「討論あり」の声あり)

- 議長（南谷議員） これより討論を行います。
まず、原案に反対者の発言を許します。
13番、室崎議員。

- 室崎議員 こうなるとは思っていなかったんだけど、私は反対の立場から討論させていただきます。

この要望意見書の総論においては全く反対する何物もありません。ただ、この文章の最後に財源対策を強く要望するという、それが結論になっておりますので、それがどうということかということ質問したわけです。

それでなぜ、反対というより賛成できないということなんですが、賛成できないか。まず1つは、提出者の態度であります。聞いても答えられない。しかも自分はよくわからないというようなことを答弁の中で口になさる。これでは恐ろしくて賛成できません。それが第1点であります。

その次に、この要望意見書の流れからいけば、当然早急に森林づくりや環境保全などの対策を強くやってくれという形になるんじゃないかと思うんだけど、財源対策に固執して財源対策をやってくれということなんだというふうにおっしゃる。じゃ、その財源対策は何なんだと言うと、それは向こう任せだと言う。これではとても、失礼だが要望意見書の体をなしていない。したがって賛成できないわけです。

それから、現在、今、この要望意見書を出してくる背景を見ますと、国も道も仮称ではあります。森林環境税というようなものをつくろうとして動いているようです。そのことに対して私は、だから即悪いんだとは言いません。しかし、現在進んでいる不況、スタグフレーションという問題ですよね。月給は下がるけれども物価は上がるというような状況に、今、日本の経済入っています。可処分所得というものがどんどん減ってきている。そういう中でみんなあえいでいます。今の原油高、あるいは穀物、いろんなそういうものがどんどん上がり出して生活必需品が上がり出している。今までのどっちかというインフレ傾向というのはぜひたく品やあるいは買わなきゃ買わないで済んでいるようなものが上がっていたんですけれども、今は食料や生活必需品が上がり出している。非常に恐ろしい状況です。

そういう中の町民に対して、結局最終的に今のような状況でいけば、厚岸町の出したこの要望意見書は新しい税金をつくるということの1つとして数えられるでしょう。そういうふうになったときに、町民に、いやいや、それでも、それが道の税金が年500円になるんだか1,000円になるんだか、それもさっぱり私のほうにはわかりませんが、それでも、新しい税目が1つできてもなおかつこれだけのことをやるのが必要なんです

ときちんと説明できなければ、お前何なんだと、議会っていうところは我々にそうでなくても可処分所得の減っている今日、ここで税金をふやすのにただ旗振っただけなのかと言われたときに反論ができなくなってしまう。とてもおっかなくて賛成できません。

だから、そのための説明の資料としていろいろお聞きしたんだけど、きちっとした答えはなかった。そういうわけで賛成したくてもできないというのが今の私の心境でありまして、その意味で反対をいたします。

- 議長（南谷議員） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

11番、大野議員。

- 大野議員 私は、意見書案第6号 地球温暖化防止に向けた森林づくり等の推進に関する要望意見書について、賛成の立場で討論を行います。

この文面のとおりであります。ただいま室崎議員もおっしゃっておられましたけれども、僕はやはり明確にしてあげたほうがいいと思います。財源を捻出するにも、やはりそれだけ税金をかけてでもやっぱりこの地球環境を守らなきゃならないという意思、これはそんなあれですけども、それを国にも道にも要望して、やはり財源をどうにかしてでもこの地球環境を守っていかなきゃならないというその強い遺志を持ってあげたほうがいいと思うので、賛成意見であります。

- 議長（南谷議員） 他に討論ございませんか。

（なし）

- 議長（南谷議員） 以上で討論を終わります。

これより起立により採決を行います。

お諮りいたします。

本案に賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

- 議長（南谷議員） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

なお、本案は、末尾記載の送付先に直ちに送付いたします。

- 議長（南谷議員） 日程第12、意見書案第7号 漁業における燃油高騰緊急対策を求める要望意見書を議題といたします。

職員の朗読を行います。

- 議事係長（田崎係長） 職員の朗読（朗読内容省略）

- 議長（南谷議員） 提出者であります竹田議員に提案理由の説明を求めます。
14番、竹田議員。

- 竹田議員 意見書案の提案理由の説明する前に字句の訂正を申し上げたいと思います。

（発言する者あり）

- 議長（南谷議員） 本会議を休憩いたします。

午後 7 時38分休憩

午後 7 時44分再開

- 議長（南谷議員） 本会議を再開いたします。
14番。

- 竹田議員 意見書案第 7 号の提出者としての意見を述べる前に、字句の訂正を申し上げたいと思います。

「漁業資材で20億円」という、その20のゼロの下の「営漁コスト」というふうにしたかったのがさんずいが抜けて水を差すようなことになりました。「営漁コストの削減」ということに字句の訂正を申し上げたいと思います。

それでは、意見書に対して皆様に一言、少々つけ加える発言を許させていただきたいと思います。

石油高騰における 1 番の、漁業者はこの厚岸町を支える第 1 次産業を維持し続けられなくなるという危険性があります。

また、2 つ目には、経営の悪化ということから、漁業者が安全な操業ということができなくなる。営漁に対して安全な操業をできる、そういう漁船、それから道具等にお金をかけられなくなるといった面々が出てくるのが当然であります。そこに何が生じてくるのか。食の安全・安心、安全価格、安定供給というのが崩れてくるのが目に見えるからであります。

私は、このことから、石油高騰に対する緊急対策を求める対策を講じていただくよう要望するものであります。議員各位の賛同をよろしくお願い申し上げます。

- 議長（南谷議員） これより質疑を行います。

（な し）

- 議長（南谷議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
なお、本案は、末尾記載の送付先に直ちに送付いたします。

- 議長（南谷議員） 日程第13を上程する前に、字句の訂正がありますので、局長の発言を許します。

- 議会事務局長（小倉事務局長） 大変貴重な時間、再三の訂正で申しわけございません。
総務常任委員会の報告書の4、委員会の所見、③のところに「津波への対応のため」とありますが、「あ」を取っていただきたいと思います。
それから、③の一番下、「働きかけて」、「で」になってございますが、「て」に訂正をさせていただきたいと思います。
何回も訂正をさせまして申しわけございません。

- 議長（南谷議員） それでは、日程第13、総務常任委員会報告書を議題といたします。
今般、会議規則第77条の規定により、総務常任委員会が所管事務調査について調査した結果の報告書が委員長から提出されております。この際、委員長に対する質疑、討論を省略し、本報告書のとおり了承することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。
よって、本件は報告書のとおり了承することに決定いたしました。

- 議長（南谷議員） 日程第14、各委員会閉会中の継続調査申出書を議題といたします。
次期定例会までの間、閉会中における所管事務調査の申出書が、お手元に配付のとおり各委員長から提出されております。
お諮りいたします。
本申出書のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。
よって、本件は本申出書のとおり承認することに決定いたしました。

- 議長（南谷議員） 以上で、本定例会に付議された議案の審議は全部終了いたしました。
よって、平成20年厚岸町議会第1回定例会を閉会いたします。

午後 7 時50分閉会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成 2 0 年 3 月 1 8 日

厚岸町議会

議 長

署名議員

署名議員